

令和2年2月14日

株式会社カシワバラ・デイズ
代表取締役社長 村上 忠

監督処分に係る業務改善措置について

弊社は、令和2年1月16日付けの国土交通省近畿地方整備局からの「指示」処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに二度と過ちを繰り返さぬよう、再発防止に努め、お客様の信頼回復に向けて取り組んでまいります。

記

1. 違反行為及び処分内容の周知徹底

今回の違反行為の内容および処分内容を全役員および全従業員に対し朝礼並びに社内掲示板にて周知徹底いたしました。

2. 法令遵守の徹底及び違反行為の再発防止を図るための社内研修・教育の作成と継続実施

- ① 管理員を除く全従業員を対象に1月の期間中、再発防止に取り組むための法令遵守・コンプライアンス意識の向上と金銭取扱いのルールに関する研修を実施いたしました。
- ② 管理員に対しては、定期的に開催している研修会において、管理事務所における金銭の取扱いの研修を継続実施いたします。
- ③ 上記の他、コンプライアンスに関する研修・教育を継続的に実施してまいります。

3. 日常の業務運営に関する調査・点検と業務管理体制の整備

管理組合財産における日常の業務について内部監査を実施し、業務フローを確認すると共に、管理職の管理業務を強化することで業務管理体制の整備を図っております。

4. 再発防止策の策定と継続的実施

- ① 再発防止策として、支払先への費用支払後の振込金額と預金口座出金額の相違を第三者が確認・検印し、支払先へ速やかに支払いされているかを実行することにいたしました。
- ② また、インターネットバンキングを管理組合へ提案し実行することで、現金取扱で想定されるリスクの低減を図ることにいたしました。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社カシワバラ・デイズ 管理本部 06-7223-8153
(受付時間 10:00~17:00) ※土・日・祝日を除く